

議案第1号

兵庫県市町村職員退職手当組合同規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、平成31年5月1日付けで篠山市が市の名称を変更することに伴い、兵庫県市町村職員退職手当組合同規約（昭和30年兵庫県告示第197号の12）を別紙のとおり変更することについて協議する。

よって、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求める。

平成31年2月26日提出

朝来市長 多次 勝 昭

提案理由要旨

兵庫県市町村職員退職手当組合の構成団体について、篠山市が平成31年5月1日付けで丹波篠山市に市の名称を変更するため、同組合同規約で定める組合を組織する地方公共団体の名称を変更しようとするものです。

兵庫県市町村職員退職手当組合同規約の一部を改正する規約

兵庫県市町村職員退職手当組合同規約（昭和30年兵庫県告示第197号の12）の一部を次のように改正する。

別表第1号表及び別表第2号表中「、篠山市」を「、丹波篠山市」に改める。

附 則

この規約は、平成31年5月1日から施行する。

議案第 1 号資料

兵庫県市町村職員退職手当組合同約新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>別表第 1 号表</p> <p>洲本市、豊岡市、西脇市、宝塚市、三木市、高砂市、川西市、小野市、三田市、加西市、篠山市、養父市、丹波市、南あわじ市、朝来市、淡路市、宍粟市、加東市、たつの市</p> <p>兵庫県市町村職員退職手当組合、北播衛生事務組合、揖龍保健衛生施設事務組合、北播磨清掃事務組合、北播磨こども発達支援センター事務組合わかあゆ園、加古郡衛生事務組合、淡路広域消防事務組合、南但広域行政事務組合、播磨内陸医務事業組合、中播衛生施設事務組合、淡路広域行政事務組合、兵庫県町議会議員公務災害補償組合、丹波少年自然の家事務組合、西脇多可行政事務組合、姫路福崎斎苑施設事務組合、美方郡広域事務組合、小野加東加西環境施設事務組合、くれさか環境事務組合、北但行政事務組合、中播農業共済事務組合、小野加東広域事務組合、淡路広域水道企業団、播磨高原広域事務組合、中播北部行政事務組合、洲本市・南あわじ市衛生事務組合、北はりま消防組合、西はりま消防組合</p>	<p>別表第 1 号表</p> <p>洲本市、豊岡市、西脇市、宝塚市、三木市、高砂市、川西市、小野市、三田市、加西市、<u>丹波篠山市</u>、養父市、丹波市、南あわじ市、朝来市、淡路市、宍粟市、加東市、たつの市</p> <p>兵庫県市町村職員退職手当組合、北播衛生事務組合、揖龍保健衛生施設事務組合、北播磨清掃事務組合、北播磨こども発達支援センター事務組合わかあゆ園、加古郡衛生事務組合、淡路広域消防事務組合、南但広域行政事務組合、播磨内陸医務事業組合、中播衛生施設事務組合、淡路広域行政事務組合、兵庫県町議会議員公務災害補償組合、丹波少年自然の家事務組合、西脇多可行政事務組合、姫路福崎斎苑施設事務組合、美方郡広域事務組合、小野加東加西環境施設事務組合、くれさか環境事務組合、北但行政事務組合、中播農業共済事務組合、小野加東広域事務組合、淡路広域水道企業団、播磨高原広域事務組合、中播北部行政事務組合、洲本市・南あわじ市衛生事務組合、北はりま消防組合、西はりま消防組合</p>

別表第2号表

地区	市郡	市町長 が互選 する数	市町の議 会の議長 が互選す る数
第1区	宝塚市、 川西市、 三田市、 川辺郡	2人	2人
第2区	洲本市、 西脇市、 三木市、 高砂市、 小野市、 加西市、 南あわじ 市、淡路 市、加東 市、多可 郡、加古 郡	3人	3人
第3区	宍粟市、 たつの 市、神崎 郡、揖保 郡、赤穂 郡、佐用 郡	1人	1人
第4区	豊岡市、 篠山市、 養父市、 丹波市、 朝来市、 美方郡	1人	1人

別表第2号表

地区	市郡	市町長 が互選 する数	市町の議 会の議長 が互選す る数
第1区	宝塚市、 川西市、 三田市、 川辺郡	2人	2人
第2区	洲本市、 西脇市、 三木市、 高砂市、 小野市、 加西市、 南あわじ 市、淡路 市、加東 市、多可 郡、加古 郡	3人	3人
第3区	宍粟市、 たつの 市、神崎 郡、揖保 郡、赤穂 郡、佐用 郡	1人	1人
第4区	豊岡市、 <u>丹波篠山</u> 市、養父 市、丹波 市、朝来 市、美方 郡	1人	1人